鳥取県告示第 538 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 7 月 25 日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

氏名(名称及び代表	住所(主たる事	居宅介護支援事業を	居宅介護支援事業を	本王 仁 []
者の氏名)	務所の所在地)	行う事業所の名称	行う事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人中部福	東伯郡北栄町東	北栄居宅介護支援セ	東伯郡北栄町東園329	平成20年7月17日
祉会	園331-1	ンターあずま園		
理事長 田熊博文				